社会福祉法人石動青葉福祉会

一時預かり事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業及びこれと同等の事業（以下「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定める。

（対象児童）

第２条　本事業の対象となる児童は、乳児又は幼児であって次のいずれかに該当するものとする。

(1) 保護者の短時間・断続的労働、職業訓練及び就学等により、原則として平均週３日程度家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童

(2) 保護者の傷病、災害又は事故、出産、看護・介護及び冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により緊急かつ一時的に家庭における育児が困難となり、保育が必要となる児童

(3) 保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育を必要とする児童

(4) 成長･発達の観点から集団生活を体験させるため保育を必要とする児童

２　原則として生後６月から就学前までの健康な児童とする。

（実施日及び実施時間）

第３条　本事業を実施する日及びその時間は、原則として土曜日を除く当園の通常保育実施時間とする。ただし特段の事情のある場合は、保護者と相談の上、上記の時間、曜日によらず一時預かりを実施することがある。

（利用日数）

第４条　１箇月における本事業の利用日数は、児童１人につき概ね15日以内とする。

（申請）

第５条　本事業の利用を希望する保護者は、事前に所定の申請書を提出し実施の承諾を受けなければならない。ただし緊急かつやむを得ないと認めるときは、口頭により利用の申請をすることができる。

（利用料）

第６条　事業利用に関する料金として、別表に定める額を徴収する。

（細則）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、園長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２５年１１月２日から施行する。

別表（利用料）

児童の年齢	区分	利用料金
0歳児	全日	3，０００円
	食事のある時間帯を含む半日	2，０００円
	上記以外の半日	1，５００円
1歳以上児	全日	2，０００円
	食事のある時間帯を含む半日	1，４００円
	上記以外の半日	1，０００円

注1　全日とは、昼食時間を挟んだ前後の時間帯を利用し、概ね4時間を超える場合を言う。
2　半日とは、概ね4時間に満たない利用。
3　食事を伴う利用の申込みを取り消す場合は、当日の午前10時までに申し出るものとする。それ以降となった場合、原則として食事に関する料金を請求するものとする。